



許可番号 第00100038171号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市厚別区上野幌二条三丁目1番16号
氏 名 株式会社大伸 代表取締役 太田 直孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和3年(2021年)3月22日
許可の有効年月日 令和8年(2026年)3月21日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年(1996年)	3月22日	許可の更新	
平成13年(2001年)	3月22日	許可の更新	
平成18年(2006年)	3月22日	許可の更新	
平成23年(2011年)	3月22日	更新時変更許可	(燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい及びばいじんの追加。)
平成28年(2016年)	3月22日	更新時変更許可	(動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体の追加。)
令和3年(2021年)	3月22日	許可の更新	

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	清掃車	札幌830さ90-50	6500 kg	㈱ 大伸	既存
2	清掃車	札幌830す90-51	9270 kg	㈱ 大伸	既存
3	清掃車	札幌830す90-53	10200 kg	㈱ 大伸	既存
4	清掃車	札幌830す90-55	8970 kg	㈱ 大伸	既存
5	清掃車	札幌830す90-56	7650 kg	㈱ 大伸	既存
6	清掃車	札幌830さ90-57	9270 kg	㈱ 大伸	既存
7	清掃車	札幌800た46-07	2480 kg	㈱ 大伸	新規
8	ダンプ車	札幌131つ20-20	3400 kg	㈱ 大伸	既存
9	ダンプ車	札幌101か19-02	10300 kg	㈱ 大伸	既存
10	ダンプ車	札幌100は54-46	9300 kg	㈱ 大伸	既存
11	ダンプ車	札幌100は79-07	9100 kg	㈱ 大伸	既存
12	ダンプ車	札幌101か413	9600 kg	㈱ 大伸	既存
13	ダンプ車	札幌101か335	9200 kg	㈱ 大伸	既存
14	ダンプ車	札幌100ひ12-10	7800 kg	㈱ 大伸	既存 土砂等積載禁止車
15	ダンプ車	札幌100は64-06	8900 kg	㈱ 大伸	既存 土砂等積載禁止車
16	ダンプ車	札幌100は65-58	9000 kg	㈱ 大伸	既存 土砂等積載禁止車
17	ダンプ車	札幌100ひ 906	7800 kg	㈱ 大伸	既存 土砂等積載禁止車
18	ミキサー車	札幌800か62-51	9780 kg	㈱ 大伸	既存
19	ミキサー車	札幌800か49-22	9950 kg	㈱ 大伸	既存
20	ミキサー車	札幌800か67-92	9920 kg	メルセデス・ベンツ(株)	既存
21	ミキサー車	札幌800か71-86	9720 kg	㈱ 大伸	既存
22	キャブオーバー車	札幌101か24-62	12700 kg	㈱ 大伸	既存
23	キャブオーバー車	札幌100と61	3000 kg	㈱ 大伸	既存
24	キャブオーバー車	札幌100て21-55	2000 kg	㈱ 大伸	既存
25	キャブオーバー車	札幌480す53-03	350 kg	㈱ 大伸	既存
26					
27					
28					
29					
30					

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉋さい」、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

